入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年１月６日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房施設課長　大橋　　哲

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第２号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　名寄法務総合庁舎新営（建築）工事

⑶　工事場所　北海道名寄市西四条南９

⑷　敷地面積　6,248㎡（全体敷地面積）

⑸　工事内容

ア　棟名　庁舎　建物用途　庁舎・収容棟　構造・階数　ＲＣ造２階　建築面積　1,481㎡　延べ面積　2,973㎡

イ　棟名　職員宿舎　建物用途　職員宿舎　構造・階数　Ｗ造２階　建築面積　332㎡　延べ面積　611㎡

ウ　棟名　物置　建物用途　倉庫　構造・階数　Ｗ造１階　建築面積　32㎡　延べ面積　32㎡

エ　棟名　プロパンボンベ庫　建物用途　倉庫　構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　10㎡　延べ面積　８㎡

オ　工事種目　建築一式工事

カ　その他　外構、取壊し

キ　工事範囲　上記工事（入札説明書による。）

⑹　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：平成29年４月１日から平成30年10月19日まで（余裕期間：契約締結日の翌日から平成29年３月31日まで）

⑺　使用する主要な資機材　コンクリート約3,200㎥、鉄筋約430ｔ、ガラス約800㎡

⑻　本工事は、入札時に技術提案[品質の向上]及び「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実点できるかどうかについて審査し、評価を行う、施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。

⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）に基づき、住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結等が義務付けられた工事である。

⑾　本件入札手続は、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ）（https://www.geps.go.jp/））により行う。

なお、電子調達システムにより難い者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

⑵　本工事の業種区分（建築一式工事）において、法務省の平成27・28年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　法務省の平成27・28年度における建築一式工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,200点以上であること。

⑷　平成13年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるア又はイの基準をすべて満たす本工事と同種又は類似の新営工事（以下「同種又は類似工事」という。）のうち、地業工事から完成までの施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、施工実績は、建物１棟で判断する（ただし、増築の施工実績を提出した場合又は建物１棟を複数工区に分割して発注されている場合においてこのうち１工区以上の新営の施工実績を提出した場合には、地業工事から完成までの施工実績を有する場合に限り、当該部分を建物１棟とみなす。）ので留意すること。

また、複合的な用途を持つ建物については、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積がその過半を占めている場合には建物全体を施工実績として認める。

他方、その過半を占めていない場合には、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積のみを施工実績として認める（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

ア　同種工事

㋐　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）

㋑　構造・階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造　地上２階建以上

Ｓ造については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。

ＲＣ造には、ＰＣ造及びＰＣａ造を含む。

㋒　建物規模　延べ面積　2,000㎡以上

㋓　工事種目　建築一式工事

イ　類似工事

㋐　建物用途　事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設

㋑　構造・階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造　地上２階建以上

Ｓ造については、建築基準法施行令第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。

ＲＣ造には、ＰＣ造及びＰＣａ造を含む。

㋒　建物規模　延べ面積　2,000㎡以上

㋓　工事種目　建築一式工事

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を本工事に専任で配置することができること。

なお、本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

また、本工事は、冬期休止期間（平成29年12月１日から平成30年４月30日まで）を設定する工事であり、同期間は主任技術者又は監理技術者の常駐は解除とするが、現場の維持・管理に関する基本計画書を監督職員に提出し、承認を得る必要があるので留意すること。

ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　平成13年度以降に、元請として完成引渡しが完了した上記⑷アヌはイに掲げる同種又は類似工事について、地業工事から完成までの経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ウ　所属建設業者から入札の申込のあった日以前に同建設業者と６か月以上の雇用関係にあること。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。